

## 随意契約理由書

件名	神戸明石線電線共同溝整備工事その4	
契約の相手方	株式会社 友興組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、建設局下水道部発注の「神戸明石線（御屋敷通）電線共同溝整備に伴う污水管移設工事」及び水道局配水課発注の「長田（御屋敷通6丁目他）配水管取替工事」との合併入札工事であり、制限付一般競争入札として令和2年11月11日に入札価格の開札を行ったが、入札者なしであった。</p> <p>本工事を行う主要県道神戸明石線は、災害時における緊急輸送道路に指定されている。本工事完了に伴う無電柱化は、大規模災害時の電柱倒壊による道路寸断の防止や、歩行者の支障となる物件を除去することに伴う道路のバリアフリー化を目的としており、早期に事業着手し、無電柱化の効果を発揮させる必要がある。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、長田区・須磨区に本社を有し、かつ電線共同溝工事の施工実績を有する者へ順に打診した結果、上記請負人から内諾を得た。上記請負人は、本市道路事業の施工実績も多数有していることから、円滑かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記請負人と随意契約を行い、早期に工事着手することとする。</p>	
担当部署 （問合せ先）	建設局西部建設事務所安全推進係	（電話番号 742-2422）